

厚真町協働型地域おこし協力隊募集要領

北海道厚真町は、北海道中央南部、太平洋に面する農村地帯で、道都札幌、海洋物流拠点の苫小牧、そして空の玄関口である新千歳空港に近接する人口約 4,400 人の町です。北海道の中では積雪量の少ない比較的温暖な気候の町で、陸・海・空のすべての交通アクセスに恵まれ、首都圏とも日帰り往復が可能です。

近年は、ローカルベンチャースクールなど独自の起業家支援の取り組みにより、多彩でユニークな人材が町内に集まり、人が人を呼ぶ新しい流れが起きています。

今後、厚真町の一層の地域力の持続的な維持・強化を図るため、厚真町協働型地域おこし協力隊（以下、「協力隊」という）を募集します。

| | |
|-----------|--|
| 活 動 内 容 | <ol style="list-style-type: none">1 厚真町に所在する事業体での新規事業の創出に係る業務：自らのスキルを活かし、民間事業体の新規事業の事業拡大及び経営安定による地域経済の活性化を目指した業務（事業の実施）2 地域おこし活動：地域のイベント支援や地域活動等への参加3 その他、地域活性化に資する活動、活動報告会への参加 |
| 募 集 対 象 者 | <p>令和4年4月1日現在で原則として満20歳以上、満50歳以下の方で、次のすべての項目に該当する方が対象になります。</p> <ol style="list-style-type: none">1 現在、3大都市圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、岐阜県、三重県、大阪府、京都府、奈良県及び兵庫県をいう。）をはじめとする都市地域等のうち、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）及び半島振興法（昭和60年法律第63号）に指定された地域以外の地域及び政令指定都市に生活の拠点を置く住民で、本町に住民票を移すことができる方。2 地域活性化に熱意のある方（経験不問）。3 協力隊に委嘱される時点で普通自動車免許証を持っている方で、自家用車等の交通手段がある方。4 パソコンの操作（ワード、エクセル等）ができる方。5 心身ともに健康で、誠実に職務ができる方。6 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格事項に該当しない方。7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない方。 |
| 募 集 人 員 | 若干名 |
| 勤 務 地 | 厚真町 |
| 活動日及び時間 | <ol style="list-style-type: none">1 活動日：協力隊受入事業者（以下、「協働事業者」という。）との相談により変動します。2 活動時間：1日7時間45分、週38時間45分を原則とします |

| | |
|---------------------------|--|
| | が、協働事業者との相談により変動します。 |
| 身分・任期 | <p>1 身分</p> <p>(1) 身分は「厚真町起業型・協働型地域おこし協力隊設置要綱」に基づき、町長が委嘱します。(雇用契約は結びません)</p> <p>(2) 協働する事業体との雇用契約による正社員または委任契約による取締役(代表権のある取締役を除く)として業務を行います。</p> <p>2 任期</p> <p>(1) 協力隊の任期は、おおむね1年以上3年以下の期間とします。</p> <p>(2) 委嘱の日から1年間(ただし、年度の途中での委嘱の場合は、委嘱年度終了まで)。1年目終了後に、業務・活動状況などの評価を行い、最長3年まで1年単位で任期を延長することができます。</p> |
| 待遇・福利厚生等 | <p>1 報償費：月額上限265,000円(基本給または役員報酬に対する助成)</p> <p>※扶養家族がいる場合10,000円上限額上乘せ</p> <p>※協働する事業体との相談により変動</p> <p>※役員報酬の場合には月額上限額に事業者が上乘せすること</p> <p>2 活動費助成：予算の範囲内で助成(住宅家賃相当分、活動車両維持・燃料費、備品、消耗品、研修費など)</p> <p>3 福利厚生：協働する事業体によります。</p> <p>4 年次休暇：協働事業者との相談により変動します。</p> |
| 協力隊 受入対象事業者 (協働事業者) | <p>1 協力隊員新規委嘱時点で、起業後5年以内または既存事業体内で新規事業(日本標準産業分類 小分類)を起こして5年以内の事業者。</p> <p>2 厚真町内に居住する個人事業主、または町内に拠点を置く法人(拠点とは本店、支店、営業所を厚真に置くことを指します)。</p> <p>※農業者の場合には農業法人又は新規事業を行う法人が町内に本店または支店を置く場合に限ります。</p> <p>※農業法人以外の法人の場合には本店・支店の登記がされている場合、または法人設置届が受理されてから協力隊委嘱日までに1年以上の事業実績がある場合とします。</p> <p>3 協力隊の受入により事業を成長させ、地域活性化につなげる意欲のある事業者。</p> <p>4 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。同条第2項の規定に基づく本町の入札参加制限を受けていないこと。</p> <p>5 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生可能法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生手続の申立てを行っている者でないこと</p> <p>6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律</p> |

| | |
|------------------|--|
| | <p>第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。</p> <p>7 地方税を滞納している者でないこと。</p> |
| 協力隊受け入れ 人数・条件 | <p>1 上記の協力隊受け入れ対象者は、次のとおり協力隊を受け入れることができます。</p> <p>(1) 一事業者につき2人を、助成上限額の範囲内で助成します。</p> <p>(2) 任期の途中で協力隊員の自己都合により退任した者がいる場合、1人の枠について委嘱期間合計3年を限度として協力隊員の交代をすることができます。ただし、協力隊員が自己都合により、新規委嘱から1年未満で退任した場合には、任期が1年であったものとみなします。また、起業後5年以内または既存事業内で新規事業（日本標準産業分類 小分類）を起こして5年以内に再度応募手続きをし、審査を受けるものとします。</p> <p>2 協力隊と協働事業者は雇用契約による正社員または委任契約による取締役（代表権を持つ取締役を除く）として受け入れた場合に基本給または役員報酬を補助します（上限あり）。ただし、協力隊が取締役になる場合、役員報酬額に事業者が上乗せで支払うこととします。</p> <p>※協力隊である正社員が任期途中で取締役になる場合、申請時事業計画の業務内容を継続することとし、変更がある場合には業務内容変更申請（任意様式）を行うこととします。また、委任契約の締結に際して労働保険、や社会保険等の条件について事業者と協力隊が合意した記録を残すものとします（雛形提供可）。</p> |
| 応募手続き等 | <p>1 応募方法</p> <p>協働事業者は2（1）の提出書類を3の受付場所に郵送もしくは持参にて提出してください。</p> <p>※書類の提出の前に必ず3の問い合わせ先にご連絡ください。</p> <p>2 提出書類及び委嘱までの流れ</p> <p>(1) 1次審査（事業性審査）</p> <p>次の書類を提出の上、協働事業者は審査を受けます。</p> <p>①厚真町協働型地域おこし協力隊事業計画書（様式1号-1）</p> <p>②厚真町協働型地域おこし協力隊事業計画書（収支計画書）（様式1号-2）</p> <p>③町税等の状況調査同意書（様式2号）</p> <p>④町内に本店・支店を置く法人の場合：協働事業体の登記事項全部証明書</p> <p>町内に営業所を置く法人の場合：本店の登記事項全部証明書及び法人設置届出書の控えのコピー（町内での事業開始（人設置届出書受領日）から協力隊委嘱日までに1年以上の期間が経過したことがわかるもの）</p> |

| | <p>個人事業主の場合：住民票</p> <p>⑤協働事業体の決算書（直近3年分、自由様式） 個人事業主の場合には確定申告書（直近3年分）</p> <p>※1次審査を合格した後に協働事業者が協力隊を募集します。</p> <p>(2) 2次審査（協力隊候補者を含む総合審査） (1)を通過した後に、次の書類を3の受付場所に提出の上、協力隊候補者及び協働事業者は審査を受けます。</p> <p>①厚真町協働型地域おこし協力隊応募用紙（表・裏） ②厚真町協働型地域おこし協力隊申請書(様式1号-3)</p> <p>3 受付場所（問い合わせ先） 〒059-1692 北海道勇払郡厚真町京町120番地 厚真町まちづくり推進課復興推進グループ 電話：0145-27-3179（直通） FAX：0145-27-2328 mail：hukkou@town.atsuma.lg.jp</p> <p>応募に関しご不明な点がありましたら、別紙「質問票」に記入して上記ファックス番号宛またはEメールアドレス宛に送信してください。</p> | | | | | | | | |
|----------|---|----|----|----------|---|------|---|-----|---|
| 選考 | <p>1 選考・委嘱スケジュールは次のとおりです。</p> <p>※申請締め切りが土・日曜日、祝日の場合には。その後の開庁日を締め切り日とします。</p> <table border="1" data-bbox="509 1263 1329 1966"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>日程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次審査申請締切</td> <td>5月15日 8月15日 11月15日 2月15日 ※書類の補正及び再提出を求める場合があります。申請締切日とは、書類の補正後に受理された日となります。</td> </tr> <tr> <td>審査期間</td> <td>1次審査の資料受理から2次審査の合格通知までには、最短で1～2か月かかります。</td> </tr> <tr> <td>委嘱日</td> <td>4月1日 7月1日 10月1日 ※2次審査の合格通知後、いずれかの委嘱日を選択いただきます。</td> </tr> </tbody> </table> | 項目 | 日程 | 1次審査申請締切 | 5月15日 8月15日 11月15日 2月15日 ※書類の補正及び再提出を求める場合があります。申請締切日とは、書類の補正後に受理された日となります。 | 審査期間 | 1次審査の資料受理から2次審査の合格通知までには、最短で1～2か月かかります。 | 委嘱日 | 4月1日 7月1日 10月1日 ※2次審査の合格通知後、いずれかの委嘱日を選択いただきます。 |
| 項目 | 日程 | | | | | | | | |
| 1次審査申請締切 | 5月15日 8月15日 11月15日 2月15日 ※書類の補正及び再提出を求める場合があります。申請締切日とは、書類の補正後に受理された日となります。 | | | | | | | | |
| 審査期間 | 1次審査の資料受理から2次審査の合格通知までには、最短で1～2か月かかります。 | | | | | | | | |
| 委嘱日 | 4月1日 7月1日 10月1日 ※2次審査の合格通知後、いずれかの委嘱日を選択いただきます。 | | | | | | | | |

| | |
|--|--|
| | <p>2 書類提出後、日を改めて審査を行います。日程は文書にて通知します。</p> <p>※審査日程は、期間内の土・日曜日、祝日を除く開庁日に実施します。</p> <p>3 審査終業後、選考の結果を文書にて通知します。</p> <p>4 協働事業者は毎年度末に事業報告書（様式3号-1、様式3号-2、様式3号-3）を提出してください。その内容により協力隊の委嘱を更新しないことがあります。</p> |
|--|--|